

人 事 院 会 議 議 事 録

会 議 日

令和6年12月19日 木曜日

会議の出席者

川本総裁 伊藤人事官 土生人事官
(幹 事) 柴崎事務総長、役田総括審議官
(説明員) (給与局)
中西給与第二課長、井手給与第三課長

議 題

給与法の改正を踏まえた人事院規則の一部改正等

議事の概要

- 議題「給与法の改正を踏まえた人事院規則の一部改正等」について、担当局から別添のとおり説明があった。
- 議題については、三人事官一致で議決された。

給与法の改正（較差改定部分）を踏まえた人事院規則の一部改正等について

令和6年12月19日
給 与 局

本年の人事院勧告事項を実現するための給与法等一部改正法（以下「令和6年改正法」という。）のうち、公布日に施行される事項（俸給表の改定等）について、以下のとおり、人事院規則の一部改正等を行うこととしたい。

【人事院規則】

1 人事院規則9—1（非常勤職員の給与）の一部改正

委員、顧問、参与等の職にある非常勤職員の手当に係る人事院の承認を得たものとみなす額（26,500円未満）について、指定職俸給表の平均改定率（1.1%）を踏まえ、300円引き上げる改正を行う。

【人事院規則9—1第2条】

2 人事院規則9—8（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部改正

俸給表の備考で総合職試験（大卒程度）採用者の初任給に係る別途の額を設ける規定を廃止することに伴い、当該規定の適用を受ける職員が降格した場合の降格後の号俸を定める規定を削除する改正を行う。

【人事院規則9—8別表第7の2】

3 人事院規則9—17（俸給の特別調整額）の一部改正

俸給の特別調整額について、最高号俸の俸給月額に対応して水準が定められている一部の手当額を、俸給表の引上げ改定後の最高号俸の俸給月額に基づいて算定した額に引き上げる改正を行う。

【人事院規則9—17別表第2】

4 人事院規則9—34（初任給調整手当）の一部改正

初任給調整手当について、医療職俸給表（一）の改定状況（平均1.7%引上げ）を勘案し、期間の区分別・職員の区分別の手当額を引き上げる改正を行う。

【人事院規則9—34別表第1及び別表第2】

5 人事院規則 9—40（期末手当及び勤勉手当）の一部改正

勤勉手当について、平均支給月数の引上げに伴い、令和 6 年 12 月期の職員区分別の成績率を引き上げる改正を行う。

【人事院規則 9—40 第 13 条及び第 13 条の 2】

6 人事院規則 9—152（令和 6 年改正法附則第 2 条の規定による最高の号俸を超える俸給月額を受ける特定任期付職員の俸給月額の切替え）の制定

令和 6 年改正法附則第 2 条の規定に基づき、適用日（令和 6 年 4 月 1 日）前から任期付職員法第 7 条第 3 項の規定により最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員について、適用日における俸給月額を俸給表改定に対応した額に決定するための切替え規定を置く。

7 人事院規則 1—4（現行の法律、命令及び規則の廃止）の一部改正

俸給表の備考で総合職試験（大卒程度）採用者の初任給に係る別途の額を設ける規定を廃止することに伴い、当該規定の適用を受ける職員を定める人事院規則 9—99（給与法別表第 1 イの備考（二）等の規定の適用を受ける職員）を廃止する改正を行う。

【公布日】

令和 6 年改正法の公布の日

【施行日】

1～5：令和 6 年改正法公布の日（令和 6 年 4 月 1 日から適用）

6、7：令和 6 年改正法公布の日

以 上

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―一（非常勤職員の給与）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和六年●月●日

人事院総裁 川 本 裕 子

人事院規則九―一―二六

人事院規則九―一（非常勤職員の給与）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一（非常勤職員の給与）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第二条 給与法第二十二條第一項に掲げる職員に手当を支給しようとする場合において、その額が勤務一日につき二万六千八百円未満の額であ	第二条 給与法第二十二條第一項に掲げる職員に手当を支給しようとする場合において、その額が勤務一日につき二万六千五百円未満の額であ

るときは、同項の規定の適用については、あらかじめ人事院の承認を得たものとみなす。

るときは、同項の規定の適用については、あらかじめ人事院の承認を得たものとみなす。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の規則九―一の規定は、令和六年四月一日から適用する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和●年●月●日

人事院総裁 川 本 裕 子

人事院規則九―八―九三

人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則
人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分を削る。

改正後	改正前
別表第七の二 降格時号俸対応表（第二十四条の二関係） イ〜タ （略） 備考	別表第七の二 降格時号俸対応表（第二十四条の二関係） イ〜タ （略） 備考

これらの表の降格後の号俸欄中「１級」等とあるのは、その者が降格した職務の級を示す。 (削る)	<u>１</u> これらの表の降格後の号俸欄中「１級」等とあるのは、その者が降格した職務の級を示す。 <u>２</u> 給与法別表第一イの備考(二)、別表第三の備考(二)又は別表第四イの備考(二)若しくはロの備考(二)の規定の適用を受ける職員の降格後の号俸は、イの表、ニの表、ホの表又はへの表の降格後の号俸欄に定める号俸にかかわらず、当該職員が降格した日の前日に受けていた俸給月額額の直近下位の額の号俸とする。
--	---

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の規則九―八の規定は、令和六年四月一日から

適用する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和六年〇月〇〇日

人事院総裁 川 本 裕 子

人事院規則九―一七―一七一

人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後			改 正 前		
別表第二（第二条関係） → 行政職俸給表（一）			別表第二（第二条関係） → 行政職俸給表（一）		
職務の級 (略)	区 分 (略)	俸給の特別調整額 (略)	職務の級 (略)	区 分 (略)	俸給の特別調整額 (略)

8 級	一 種	<u>117,500 円</u>
	(略)	(略)
	(略)	(略)

二 専門行政職俸給表

職務の級	区 分	俸給の特別調整額
(略)	(略)	(略)
6 級	一 種	<u>117,500 円</u>
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

三 税務職俸給表

職務の級	区 分	俸給の特別調整額
(略)	(略)	(略)
8 級	一 種	<u>119,700 円</u>
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

四 公安職俸給表(一)

職務の級	区 分	俸給の特別調整額
(略)	(略)	(略)
9 級	一 種	<u>119,700 円</u>

8 級	一 種	<u>117,100 円</u>
	(略)	(略)
	(略)	(略)

二 専門行政職俸給表

職務の級	区 分	俸給の特別調整額
(略)	(略)	(略)
6 級	一 種	<u>117,100 円</u>
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

三 税務職俸給表

職務の級	区 分	俸給の特別調整額
(略)	(略)	(略)
8 級	一 種	<u>119,100 円</u>
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

四 公安職俸給表(一)

職務の級	区 分	俸給の特別調整額
(略)	(略)	(略)
9 級	一 種	<u>119,100 円</u>

	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

五 公安職俸給表(二)

職務の級	区 分	俸給の特別調整額
(略)	(略)	(略)
8 級	一 種	<u>119,700 円</u>
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

六 海事職俸給表(一)

職務の級	区 分	俸給の特別調整額
7 級	一 種	<u>131,900 円</u>
	(略)	(略)
6 級	一 種	<u>124,300 円</u>
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

七～十三 (略)

備考 (略)

	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

五 公安職俸給表(二)

職務の級	区 分	俸給の特別調整額
(略)	(略)	(略)
8 級	一 種	<u>119,100 円</u>
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

六 海事職俸給表(一)

職務の級	区 分	俸給の特別調整額
7 級	一 種	<u>130,100 円</u>
	(略)	(略)
6 級	一 種	<u>123,100 円</u>
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

七～十三 (略)

備考 (略)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の規則九―一七の規定は、令和六年四月一日から適用する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―三四（初任給調整手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和六年●●月●●日

人事院総裁 川 本 裕 子

人事院規則九―三四―三三

人事院規則九―三四（初任給調整手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―三四（初任給調整手当）の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一（第六条関係）

職員の区分 期間の区分	1 項 職 員					2 項職員	3 項職員
	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種		
1 年未満	円 416,600	円 370,400	円 310,000	円 252,400	円 185,500	円 51,600	円 100,000
1 年以上 2 年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	51,600	100,000
2 年以上 3 年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	51,600	100,000
3 年以上 4 年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	51,600	100,000
4 年以上 5 年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	51,600	100,000
5 年以上 6 年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	51,600	90,000
6 年以上 7 年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	49,800	80,000
7 年以上 8 年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	48,000	60,000
8 年以上 9 年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	46,200	40,000
9 年以上 10 年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	44,400	20,000
10 年以上 11 年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	42,600	
11 年以上 12 年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	40,800	
12 年以上 13 年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	39,000	
13 年以上 14 年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	37,200	
14 年以上 15 年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	35,800	
15 年以上 16 年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	34,400	
16 年以上 17 年未満	412,200	366,400	306,700	249,800	183,900	33,000	
17 年以上 18 年未満	407,800	362,400	303,400	247,200	182,300	31,600	
18 年以上 19 年未満	403,400	358,400	300,100	244,600	180,700	30,200	
19 年以上 20 年未満	399,000	354,400	296,800	242,000	179,100	28,800	
20 年以上 21 年未満	394,600	350,400	293,500	239,400	177,500	27,400	
21 年以上 22 年未満	378,600	336,400	281,500	228,700	169,500	26,800	
22 年以上 23 年未満	360,100	320,400	268,000	217,200	160,400	26,200	
23 年以上 24 年未満	341,100	303,900	254,500	205,700	151,300	25,200	
24 年以上 25 年未満	322,100	287,400	241,000	194,200	142,100	24,600	
25 年以上 26 年未満	302,600	270,900	227,500	182,700	132,900	24,000	
26 年以上 27 年未満	281,600	251,400	210,500	168,700	122,600	23,400	
27 年以上 28 年未満	260,600	231,900	193,500	154,700	112,300	22,800	
28 年以上 29 年未満	239,600	212,400	176,500	140,700	102,000	22,000	
29 年以上 30 年未満	217,600	192,900	159,500	126,400	91,600	21,700	
30 年以上 31 年未満	195,600	172,400	142,000	111,900	81,200	21,300	
31 年以上 32 年未満	173,600	151,900	124,500	97,400	70,800	20,700	
32 年以上 33 年未満	150,600	131,400	107,000	82,200	60,400	19,800	
33 年以上 34 年未満	127,600	109,900	87,000	64,200	47,400	18,900	
34 年以上 35 年未満	104,600	88,400	67,000	46,200	34,400	18,200	

備考

- 1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となつた日以後の期間を示す。
- 2 この表において、「1項職員」とは第2条第1項の官職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項の官職を占める職員を、「3項職員」とは同条第3項の官職を占める職員をいう。
- 3 この表において、「1種」とは第2条第1項第1号の官職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の官職を占める職員を、「3種」とは同項第3号の官職を占める職員を、「4種」とは同項第4号の官職を占める職員を、「5種」とは同項第5号の官職を占める職員をいう。

別表第二（第七条の二関係）

職員の区分 期間の区分				2 項職員	3 項職員
1	年未満			円 36,100	円 70,000
1	年以上	2	年未満	36,100	70,000
2	年以上	3	年未満	36,100	70,000
3	年以上	4	年未満	36,100	70,000
4	年以上	5	年未満	36,100	70,000
5	年以上	6	年未満	36,100	63,000
6	年以上	7	年未満	34,900	56,000
7	年以上	8	年未満	33,600	42,000
8	年以上	9	年未満	32,300	28,000
9	年以上	10	年未満	31,100	14,000
10	年以上	11	年未満	29,800	
11	年以上	12	年未満	28,600	
12	年以上	13	年未満	27,300	
13	年以上	14	年未満	26,000	
14	年以上	15	年未満	25,100	
15	年以上	16	年未満	24,100	
16	年以上	17	年未満	23,100	
17	年以上	18	年未満	22,100	
18	年以上	19	年未満	21,100	
19	年以上	20	年未満	20,200	
20	年以上	21	年未満	19,200	
21	年以上	22	年未満	18,800	
22	年以上	23	年未満	18,300	
23	年以上	24	年未満	17,600	
24	年以上	25	年未満	17,200	
25	年以上	26	年未満	16,800	
26	年以上	27	年未満	16,400	
27	年以上	28	年未満	16,000	
28	年以上	29	年未満	15,400	
29	年以上	30	年未満	15,200	
30	年以上	31	年未満	14,900	
31	年以上	32	年未満	14,500	
32	年以上	33	年未満	13,900	
33	年以上	34	年未満	13,200	
34	年以上	35	年未満	12,700	
備考					
1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となつた日以後の期間を示す。					
2 この表において、「2項職員」とは第2条第2項の官職を占める職員を、「3項職員」とは同条第3項の官職を占める職員をいう。					

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の規則九―三四の規定は、令和六年四月一日から適用する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和六年●●月●●日

人事院総裁 川 本 裕 子

人事院規則九―四〇―六二

人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（勤勉手当の成績率） 第十三条 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に	（勤勉手当の成績率） 第十三条 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に

応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、各庁の長が定めるものとする。ただし、各庁の長は、その所属の給与法第十九条の七第一項の職員が著しく少数であること等の事情により、第一号イ及びロ、第二号イ及びロ又は第三号イに定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事院と協議して、別段の取扱いをすることができる。

一 次号及び第三号に掲げる職員以外の職員

当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ 直近の業績評価（基準日以前における直近の業績評価をいう。以下同じ。）の全体

応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、各庁の長が定めるものとする。ただし、各庁の長は、その所属の給与法第十九条の七第一項の職員が著しく少数であること等の事情により、第一号イ及びロ、第二号イ及びロ又は第三号イに定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事院と協議して、別段の取扱いをすることができる。

一 次号及び第三号に掲げる職員以外の職員

当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ 直近の業績評価（基準日以前における直近の業績評価をいう。以下同じ。）の全体

評語が「非常に優秀」の段階以上である職員のうち、勤務成績が特に優秀な職員 六
月に支給する場合には百分の百二十一・五
以上百分の二百五以下（給与法第十九条の
四第二項に規定する特定管理職員（以下こ
の条及び次条において「特定管理職員」と
いう。）にあつては、百分の百四十五・五
以上百分の二百四十五以下）、十二月に支
給する場合には百分の百二十六・五以上百
分の二百十五以下（特定管理職員にあつて
は、百分の百五十・五以上百分の二百五十
五以下）

ロ 直近の業績評価の全体評語が「優良」の

評語が「非常に優秀」の段階以上である職員のうち、勤務成績が特に優秀な職員 百
分の百二十一・五以上百分の二百五以下
（給与法第十九条の四第二項に規定する特
定管理職員（以下この条及び次条において
「特定管理職員」という。）にあつては、
百分の百四十五・五以上百分の二百四十五
以下）

ロ 直近の業績評価の全体評語が「優良」の

段階以上である職員のうち、勤務成績が優秀な職員 六月に支給する場合には百分の百十以上百分の百二十一・五未満（特定管理職員にあつては、百分の百三十一以上百分の百四十五・五未満）、十二月に支給する場合には百分の百十五以上百分の百二十

六・五未満（特定管理職員にあつては、百分の百三十六以上百分の百五十・五未満）

ハ 直近の業績評価の全体評語が「優良」の段階以上である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評語が「良好」の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員

段階以上である職員のうち、勤務成績が優秀な職員 百分の百十以上百分の百二十一・五未満（特定管理職員にあつては、百分の百三十一以上百分の百四十五・五未満）

ハ 直近の業績評価の全体評語が「優良」の段階以上である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評語が「良好」の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員

(二の人事院の定める職員を除く。) 六

月に支給する場合には百分の九十八・五

(特定管理職員にあつては、百分の百十

八・五)、十二月に支給する場合には百分

の百三・五(特定管理職員にあつては、百

分の百二十三・五)

二 直近の業績評価の全体評語が「やや不十

分」の段階以下である職員及び基準日以前

六箇月以内の期間において懲戒処分を受け

た職員その他の人事院の定める職員 六月

に支給する場合には百分の九十以下(特定

管理職員にあつては、百分の百九以下)、

十二月に支給する場合には百分の九十五以

(二の人事院の定める職員を除く。) 百

分の九十八・五(特定管理職員にあつて

は、百分の百十八・五)

二 直近の業績評価の全体評語が「やや不十

分」の段階以下である職員及び基準日以前

六箇月以内の期間において懲戒処分を受け

た職員その他の人事院の定める職員 百分

の九十以下(特定管理職員にあつては、百

分の百九以下)

下（特定管理職員にあつては、百分の百十四以下）

二 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員
当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ 前号イに掲げる職員 六月に支給する場合
合には百分の百三十五・五以上百分の二百十九以下（特定管理職員にあつては、百分の百八十二・五以上百分の二百八十二以下）、十二月に支給する場合には百分の百四十・五以上百分の二百二十九以下（特定管理職員にあつては、百分の百八十七・五以上百分の二百九十二以下）

二 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員
当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ 前号イに掲げる職員 百分の百三十五・五以上百分の二百十九以下（特定管理職員にあつては、百分の百八十二・五以上百分の二百八十二以下）

ロ 前号ロに掲げる職員 六月に支給する場合

合には百分の百十四・五以上百分の百三十五・五未満（特定管理職員にあつては、百分の百四十四・五以上百分の百八十二・五未満）、十二月に支給する場合には百分の百十九・五以上百分の百四十・五未満（特定管理職員にあつては、百分の百四十九・五以上百分の百八十七・五未満）

ハ 前号ハに掲げる職員 六月に支給する場合には百分の九十三・五（特定管理職員にあつては、百分の百八・五）、十二月に支給する場合には百分の九十八・五（特定管理職員にあつては、百分の百十三・五）

ロ 前号ロに掲げる職員 百分の百十四・五

以上百分の百三十五・五未満（特定管理職員にあつては、百分の百四十四・五以上百分の百八十二・五未満）

ハ 前号ハに掲げる職員 百分の九十三・五（特定管理職員にあつては、百分の百八・五）

二 前号二に掲げる職員 六月に支給する場合には百分の八十五以下（特定管理職員にあつては、百分の九十九以下）、十二月に支給する場合には百分の九十以下（特定管理職員にあつては、百分の百四以下）

三 指定職俸給表の適用を受ける職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ 直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職員

六月に支給する場合には百分の百十二・

五以上百分の二百十以下（事務次官、会計検査院事務総長、人事院事務総長、内閣法

二 前号二に掲げる職員 百分の八十五以下（特定管理職員にあつては、百分の九十九以下）

三 指定職俸給表の適用を受ける職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ 直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職員

百分の百十二・五以上百分の二百十以下

（事務次官、会計検査院事務総長、人事院事務総長、内閣法制次長、宮内庁次長、警

制次長、宮内庁次長、警察庁長官、金融庁長官、消費者庁長官及びこども家庭庁長官（以下このイにおいて「事務次官等」という。）にあつては、百分の百五）、十二月に支給する場合には百分の百十五以上百分の二百十五以下（事務次官等にあつては、百分の百七・五）

ロ 直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評語が中位の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（ハの人事院の定める職員を除く。） 六月に支給する

察庁長官、金融庁長官、消費者庁長官及びこども家庭庁長官にあつては、百分の百五）

ロ 直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評語が中位の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（ハの人事院の定める職員を除く。） 百分の九十九

場合には百分の九十九、十二月に支給する

場合には百分の百一・五

ハ 直近の業績評価の全体評語が下位の段階である職員及び基準日以前六箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の人事院の定める職員 六月に支給する場合
には百分の九十・五以下、十二月に支給する場合には百分の九十三以下

25 (略)

第十三条の二 定年前再任用短時間勤務職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、各庁の長が定めるものとする。ただし、各庁の長

ハ 直近の業績評価の全体評語が下位の段階

である職員及び基準日以前六箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の人事院の定める職員 百分の九十・五以下

25 (略)

第十三条の二 定年前再任用短時間勤務職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、各庁の長が定めるものとする。ただし、各庁の長

は、その所属の給与法第十九条の七第一項の職員が著しく少数であること等の事情により、第一号イ又は第二号イに定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事院と協議して、別段の取扱いをすることができるとができる。

一 次号に掲げる職員以外の職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ 直近の業績評価の全体評語が「優良」の段階以上である職員のうち、勤務成績が優

秀な職員 六月に支給する場合には百分の

五十・二五以上（特定管理職員にあつて

は、その所属の給与法第十九条の七第一項の職員が著しく少数であること等の事情により、第一号イ又は第二号イに定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事院と協議して、別段の取扱いをすることができるとができる。

一 次号に掲げる職員以外の職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ 直近の業績評価の全体評語が「優良」の段階以上である職員のうち、勤務成績が優

秀な職員 百分の五十・二五以上（特定管

理職員にあつては、百分の六十・二五以

は、百分の六十・二五以上）、十二月に支

給する場合には百分の五十二・七五以上

（特定管理職員にあつては、百分の六十

二・七五以上）

ロ 直近の業績評価の全体評語が「優良」の

段階以上である職員のうち勤務成績が良好

な職員並びに直近の業績評価の全体評語が

「良好」の段階である職員及び基準日以前

における直近の人事評価の結果がない職員

（ハの人事院の定める職員を除く。） 百

月に支給する場合には百分の四十六・七五

（特定管理職員にあつては、百分の五十

六・七五）、十二月に支給する場合には百

上）

ロ 直近の業績評価の全体評語が「優良」の

段階以上である職員のうち勤務成績が良好

な職員並びに直近の業績評価の全体評語が

「良好」の段階である職員及び基準日以前

における直近の人事評価の結果がない職員

（ハの人事院の定める職員を除く。） 百

分の四十六・七五（特定管理職員にあつて

は、百分の五十六・七五）

分の四十九・二五（特定管理職員にあつては、百分の五十九・二五）

ハ 直近の業績評価の全体評語が「やや不十分」の段階以下である職員及び基準日以前六箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の人事院の定める職員 六月に支給する場合には百分の四十四・七五以下（特定管理職員にあつては、百分の五十四・七五以下）、十二月に支給する場合には百分の四十七・二五以下（特定管理職員にあつては、百分の五十七・二五以下）

二 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員
当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれ

ハ 直近の業績評価の全体評語が「やや不十分」の段階以下である職員及び基準日以前六箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の人事院の定める職員 百分の四十四・七五以下（特定管理職員にあつては、百分の五十四・七五以下）

二 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員
当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれ

に該当するかに応じ、次に定める割合

イ 前号イに掲げる職員 六月に支給する場合には百分の五十三・二五以上（特定管理職員にあつては、百分の六十七・七五以上）、十二月に支給する場合には百分の五十五・七五以上（特定管理職員にあつては、百分の七十・二五以上）

ロ 前号ロに掲げる職員 六月に支給する場合には百分の四十四・七五（特定管理職員にあつては、百分の五十一・七五）、十二月に支給する場合には百分の四十七・二五（特定管理職員にあつては、百分の五十

四・二五）

に該当するかに応じ、次に定める割合

イ 前号イに掲げる職員 百分の五十三・二五以上（特定管理職員にあつては、百分の六十七・七五以上）

ロ 前号ロに掲げる職員 百分の四十四・七五（特定管理職員にあつては、百分の五十一・七五）

ハ 前号ハに掲げる職員 六月に支給する場合には百分の四十二・七五以下（特定管理職員にあつては、百分の四十九・七五以下）、十二月に支給する場合には百分の四十五・二五以下（特定管理職員にあつては、百分の五十二・二五以下）	ハ 前号ハに掲げる職員 百分の四十二・七五以下（特定管理職員にあつては、百分の四十九・七五以下）
2・3 (略)	2・3 (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の規則九―四〇の規定は、令和六年四月一日から適用する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和●●年法律第●●号）に基づき、同法附則第二条の規定による最高の号俸を超える俸給月額を受ける特定任期付職員の俸給月額の切替えに関し次の人事院規則を制定する。

令和●●年●●月●●日

人事院総裁 川 本 裕 子

人事院規則九―一五二

令和●●年改正法附則第二条の規定による最高の号俸を超える俸給月額を受ける特定任期付職員の俸給月額の切替え

令和六年四月一日（以下「適用日」という。）の前日において任期付職員法第七条第三項の規定による俸給月額を受けていた職員の適用日における俸給月額は、その者の適用日の前日における俸給月額に対応する次の表の新俸給月額欄に定める俸給月額とする。

この規則は、公布の日から施行する。

附
則

適用日の前日における俸給月額	新俸給月額
円 960,000 1,081,000 1,178,000	円 988,000 1,112,000 1,191,000

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）に基づき、人事院規則一―四（現行の法律、命令及び規則の廃止）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和●年●月●日

人事院総裁 川 本 裕 子

人事院規則一―四―三一

人事院規則一―四（現行の法律、命令及び規則の廃止）の一部を改正する人事院規則
人事院規則一―四（現行の法律、命令及び規則の廃止）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
1 115 (略)	1 115 (略)
116 規則九―九九は、廃止する。 (令和●年●月●日施行)	(新設)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。